

民設民営放課後児童クラブの整備計画及び補助制度の拡充について

1 主旨

現在、策定作業を行っている、子ども・若者総合計画（第3期）に内包する子ども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」という。）において、令和11年度までの需要量見込みは、令和4年度に示した「令和4年度から令和10年度までの見込み数」（以下、「現整備計画」という。）における需要量を上回る想定となったため、これに対応する供給量（整備量）を設定し、新たな整備計画（以下、「新整備計画」という。）を策定する。

また、新整備計画の着実な実現に向けたさらなる施設整備の促進や成育支援の質の向上を目指すことを目的とする補助制度の拡充を行う。

2 民設民営放課後児童クラブの新整備計画について

現整備計画では、令和4年度時点の区立小学校児童数に対する新BOP学童クラブの利用率を、各年度の将来児童数に掛け合わせることで、今後の新BOP学童クラブの登録児童数を算出しており、年々登録児童数が減少していくことを想定していた。しかし、子ども人口は減少傾向にあるものの、新BOP学童クラブの登録児童数は増加傾向にあるのが現状で、現整備計画の令和6年5月時点の登録児童数の予測値8,267人に対して、実際は9,187人となり、すでに900人強の乖離が生じている。

現在、策定作業を行っている支援事業計画において、将来人口推計、これまでの登録児童数の推移、地域・学年ごとの学童クラブ登録率の推移に、伸び続けている保育園の利用意向率なども加味して今後の登録児童数の分析を行った。これにより、放課後児童健全育成事業の利用意向率は引き続き伸びていく想定となり、現整備計画と新整備計画の需要量の見込みの乖離幅は今後も広がり、その幅は令和10年度時点で約2,000人近くになるものと想定している。

この需要量見込みに対応しつつ、新BOP学童クラブの大規模化等の解消を実現するため、支援事業計画の期間と合わせ、令和7年度から令和11年度までの整備計画を策定する。

(1) 実現を目指す状況（現整備計画と変更なし）

各新BOP学童クラブの登録児童数：120人以下

※新BOP学童クラブの登録児童の平均利用率が概ね60～70%であることを踏まえ、各新BOP学童クラブの登録児童数を120人以下とすることとし、日々の利用児童数が80人程度（2支援体制程度）となることを目指す。

こうすることで、各新BOP学童クラブが、区が定める運営方針の理念として掲げる「子どもが安心して、楽しく、自由に遊べる環境のもとで、生きる力と主体性を伸ばし、ひとりひとりの今の成育を支える」環境とすることができる。

(2) 令和7年度から令和11年度までの整備計画（新整備計画）

年 度			R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	～	R16 (2034)
計 画											
①	人口推計(6～8歳)(人) ※1月1日時点	R5人口推計	22,561	22,050	21,461	20,607	19,654	18,896	18,190	～	16,945
		実績	22,640	22,037	—	—	—	—	—		—
②	民設民営も含めた 登録児童数(人) ※5月1日時点	R4年予測値	8,456	8,267	8,068	7,790	7,521	7,409	—		—
		現在予測値	—	—	9,488	9,584	9,524	9,464	9,248		8,675
		実績	8,979	9,187	—	—	—	—	—		—
③	民設民営定員数(人)	R4年計画値	240	480	720	880	1,040	1,200	—		—
		新整備計画 (内、認可保育所等活用型 の定員数)	—	—	552 (52)	952 (92)	1,272 (172)	1,592 (252)	1,952 (332)		1,952 (332)
		実績	0	360	—	—	—	—	—		—
④	【参考】 民設民営施設数	提案型・誘致型 ※()内は支援数	—	5 (9)	7 (13)	12 (22)	17 (28)	22 (34)	28 (41)		—
		認可保育所活用	—	—	4	8	16	24	32		—

この間の新BOP学童クラブの利用意向率は年々上昇している一方で、対象となる児童人口はすでに減少局面に入っている。(表①参照)

そのため、令和7年度から11年度までを対象期間とする新整備計画では、児童人口の減少が一定程度進むことが予測されている10年後の令和16年度時点の需要量(※)を踏まえて、民設民営放課後児童クラブの定員「1,952人分」を確保するものとする。

(表③参照) そのうえで、新整備計画により令和11年度までに確保した整備量を需要量が上回り、(1)記載の「各新BOP学童クラブの登録児童数を120人以下」が達成できていない場合は、現在調整中の新BOP学童クラブの配置基準適正化に向けた見直しに伴う職員増や、学校の協力による施設内スペースの有効活用により対応する。

なお、新整備計画は、令和10年度を目途に、改めて児童人口や利用意向率の動向を踏まえ、調整計画の策定等の機会を捉えて精査を行う。(表上段「計画」参照)

(※) 令和16年度の需要量の予測の仕方

算定の基礎条件となる今後の保育園の利用意向率は、支援事業計画の期間(令和11年度)以降の参考となる数値がないため、令和11年度時点の利用意向率をそのまま採用し、児童人口の減少の影響のみを反映している。

3 民設民営放課後児童クラブの補助制度の拡充について

(1) 現状と課題

民設民営放課後児童クラブの整備については、応募事業者の応募要件緩和や、認可保育所等を活用した新たな整備手法などにより進めてきたが、現整備計画の整備量を達成できていない。これに加えて、今後は新整備計画の需要量に対応していくために、さらに加速度的に施設整備を進めていく必要がある。

国や都の補助制度に加え、区独自の補助制度も設けることにより、整備と運営を進めているが、現状の課題に対応し、新BOP学童クラブの大規模化等の解消を着実に実現するために、さらなる施設整備や成育支援の質の向上を目指す必要がある。

① 施設整備

提案型整備における公募は通年で実施しており、これまで多くの民間事業者等から物件相談を受けていることから、本事業に対する事業者の関心の高さは伺えるものの、具体的な提案に至るケースは多くない。その主な要因は以下のとおりである。

- 整備対象となる賃貸テナントの流通数そのものが少ない
- 建物の条件に起因するもの（二方向避難が確保できない、検査済証がない等）
- 整備すべきエリア外の物件相談
- 現在の補助制度では整備・運営が困難
 - ・人件費や建築資材の高騰等による施設改修費等の負担が増大
 - ・経済活動の活性化による賃借料の高騰による運営費負担の増大
 - ・国及び都に設けられている、建物を一から建築する創設のメニューがない

② 民間事業者の強みを発揮した成育支援の質の向上

区の運営方針を具現化し、質の高い学童クラブ運営を目指すため、民設民営放課後児童クラブの運営が開始した今年度より、巡回支援員が新ＢＯＰ及び民設民営放課後児童クラブに訪問する伴走型巡回支援を行うなど、成育支援の質の向上に向けた取り組みを実施している。そうした民設民営放課後児童クラブの施設長や運営事業者の本部との対話の中で、保護者に選択されるような魅力ある学童クラブになるためには、以下の課題があることを確認した。

- 施設整備時の負担が想定以上に増大し、開所時に什器や備品類、玩具等を十分に揃えることが困難。
- クラブに用意される玩具や本類、棚等の什器類を含む学童クラブの環境設定が、開設前、子どもの希望を聞く前に整えられることで完結してしまい、運営しながら環境の充実を図ることが難しい。
- 学校の配慮のもと、学校内のスペースや設備が活用できる新ＢＯＰ学童クラブと比べて、スペースがテナント条件に限定される民設民営放課後児童クラブは環境面と活動面での制約が多い。
- 新ＢＯＰ学童クラブが定員を設けていないことで、待機児童が発生しないメリットがある一方、民設民営放課後児童クラブが整備され、保護者や児童にとって、放課後の居場所の新たな選択肢ができたとしても、その選択肢があることが保護者に広く浸透していない。

（２）大規模化等の課題解消に向けた補助制度の拡充について

① 施設整備促進に向けた補助制度の拡充

新ＢＯＰ学童クラブの大規模化等の課題を着実に解消するための新整備計画を実現するため、以下の補助制度の拡充・新設を令和７年度より行う。補助制度の拡充にあたっては、都の子供家庭支援区市町村包括補助事業（以下、「包括補助」という。）を活用するとともに、さらなる財源の確保を国及び都に働きかける。

ア）賃借料・開設前賃借料補助【拡充】

	改正前	改正後
賃借料	≪全区内一律≫ 最大 11,400 千円 特定財源：4,498 千円 区負担額：6,902 千円	≪繁華地区≫ 最大 20,520 千円 特定財源：4,498 千円 区負担額：16,022 千円

		≪繁華地区外≫ 最大 15,840 千円 特定財源： 4,498 千円 区負担額： 11,342 千円
開設前賃借料	≪全区内一律≫ 最大 1,500 千円 特定財源： 1,000 千円 区負担額： 500 千円	≪繁華地区≫ 最大 10,260 千円 特定財源： 1,000 千円 区負担額： 9,260 千円 ≪繁華地区外≫ 最大 7,920 千円 特定財源： 1,000 千円 区負担額： 6,920 千円

※ 上表は、2 支援（定員 80 人）の場合で表記。

※ 開設前の対象は、工事期間を想定した賃貸借契約締結後の最大 6 か月分とする。

※ 繁華地区：国税庁が定める相続税路線価におけるビル街地区、高度商業地区、繁華街地区、普通商業・住宅併用地区

※ 基準額を、開所した施設の実績及び実際の市場における取引価格等を踏まえ、1㎡あたり 3,600 円から 5,000 円（繁華地区は 6,500 円）へ増額。

※ 民設民営放課後児童クラブ間での運営面の平等性を担保するために、すでに開所している施設に対しても適用する。

イ) 施設整備費補助（改修）【拡充】

改正前	改正後
1 事業者につき最大 12,600 千円 特定財源： 12,600 千円	補助基準額（上限） 31,680 千円 <内訳> 特定財源： 20,947 千円 区負担額： 8,348 千円 法人負担額： 2,385 千円

※ 既存の補助制度（12,600 千円（10/10））の上乗せ補助として都の包括補助を活用し、その部分にのみ事業者負担（1/8）が発生する。なお、包括補助の区と都の負担割合は 1/2 となる。

ウ) 施設整備費補助（創設）【新設】

補助基準額（上限） 226,975 千円 <内訳> 特定財源： 169,109 千円 区負担額： 45,007 千円 法人負担額： 12,859 千円
--

※ 国及び都にはすでに整備メニュー（124,102 千円（10/10））があるため、特定財源として充当する。上乗せ補助として都の包括補助を活用し、その部分にのみ事業者負担（1/8）が発生する。なお、包括補助の区と都の負担割合は 1/2 となる。

※ 区立三島幼稚園跡地を活用する民設民営放課後児童クラブの整備（現在、旧深沢保育園を活用して運営中）については、本補助制度を活用することとしている。

※ 優先度が非常に高い地域又は優先度が高く物件相談が少ない地域等、それぞれの物件の状況を個別に判断し、必要性が認められる提案等の場合にのみ認める。

※ 提案型整備だけではなく、区有地を活用した誘致型整備でも活用する。

② 成育支援の質の向上に資する補助制度の新設

現在の運営費補助に加えて、こども基本法や改正に向けて準備を進めている世田谷区子どもの権利条例において重要視されている、「子どもたちの声を反映」させた施設環境及び体験活動の充実させる取り組みに対する補助制度を新設することで、成育支援の質の向上を図りつつ、保護者や子どもたちに選択される魅力ある学童クラブとなるよう、情報発信を行っていく。

ア) 施設環境拡充補助 **【新設】**

1 事業者につき 320 千円（上限）
定員数×4 千円／年 特定財源なし

イ) 体験活動費補助 **【新設】**

1 事業者につき 3,040 千円（上限）
各年度 5 月 1 日時点の登録児童数×（基準額 2 千円×9 か月＋基準額 10 千円×1 か月＋基準額 5 千円×2 か月）／年 特定財源なし

※ 基準額は登録児童数一人あたり月 2 千円を基本とし、学校が長期休業中で一日育成となる 8 月は 10 千円、3 月・12 月は 5 千円とする。

ウ) その他

都において職員配置や専門性の向上など、学童クラブの質の向上を目指す認証学童クラブ制度の創設に向けた検討が進められているため、今後、区が目指す方向性に沿った補助制度が新たに設けられる場合は、さらなる質の向上に向けた取り組みとして、補助制度の拡充を前向きに検討する。

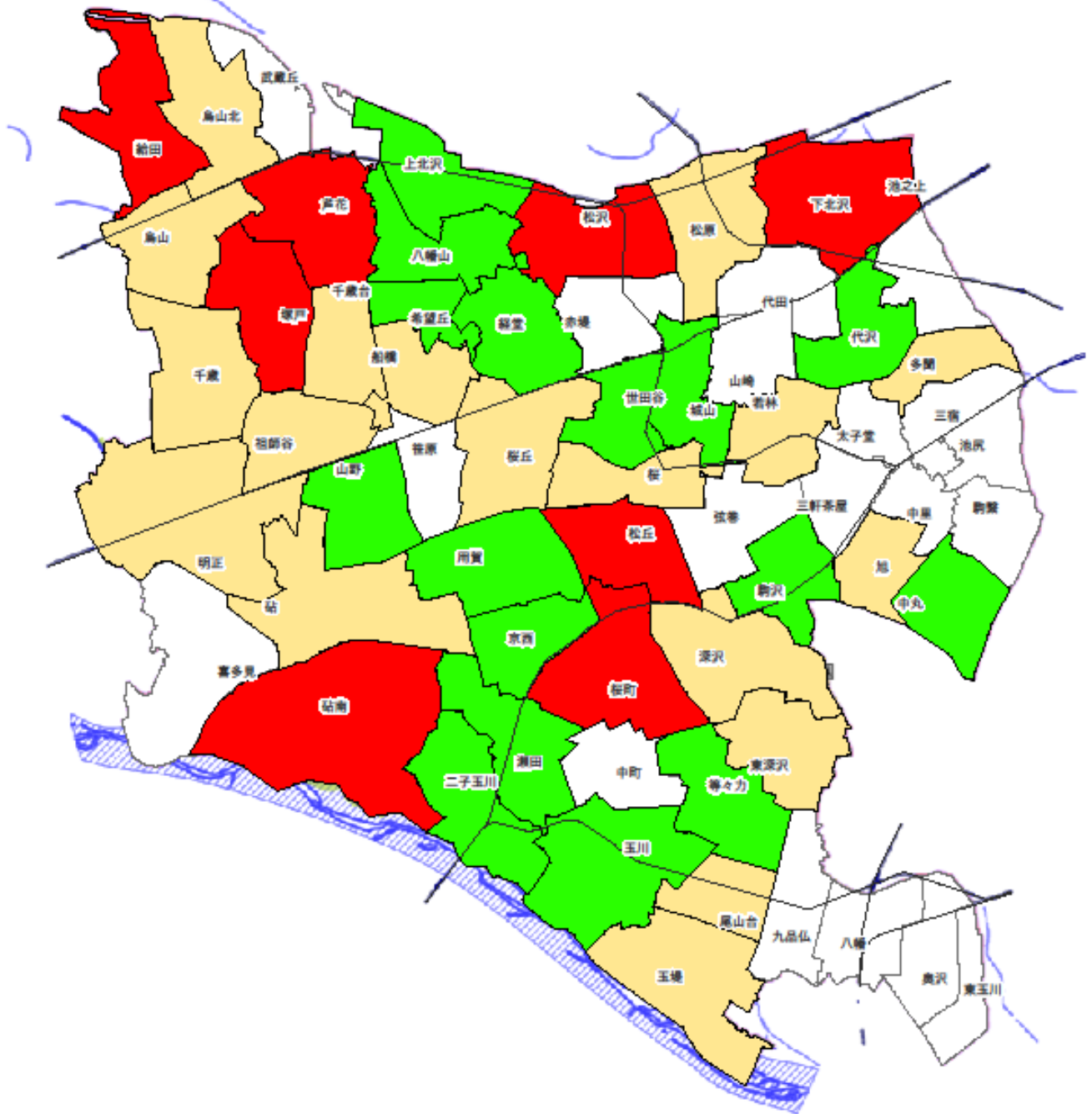
【参考】 令和 7 年度から令和 11 年度までの歳出概算額について （単位：千円）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
整備費 (特定財源)	375,076 (249,356)	150,795 (103,930)	150,795 (103,930)	356,611 (251,958)	—
運営費 (特定財源)	672,324 (286,809)	1,165,592 (499,219)	1,620,024 (701,020)	2,074,456 (902,820)	2,576,184 (1,123,309)
合 計 (特定財源)	1,047,400 (536,165)	1,316,387 (603,149)	1,770,819 (804,950)	2,431,067 (1,154,778)	2,576,184 (1,123,309)

※ 整備方法等が確定していない中での見込みであるとともに、現行制度における補助基準額及び特定財源の補助割合により算出を行っているため、今後の具体的な提案採択や制度変更等により金額が変更となる可能性がある。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 11 月 改訂募集要項の公表
 運営事業者へ拡充後の補助制度に関する周知・説明
 令和 7 年 4 月以降 拡充後の補助制度を適用した整備・運営開始



色	優先度	認められる整備手法
赤	高	提案型・認可保育所活用型
黄	↑ ↓	提案型・認可保育所活用型
緑		認可保育所活用型
白	低	—

ただし、「大規模化・狭隘化の解消への寄与度」「送迎の安全性」などに懸念のある物件の場合、半径 800m 圏内でもお断りすることがあります。